第３章　吉田口登山道の概要

1. 吉田口登山道における指定等の状況

（1）指定に至る経過

富士山は、日本を代表する名山として世界的に広く知られています。基底の直径は 35～40 ㎞であり、標高は 3,776mに達し、典型的なコニーデ型の外観を示します。日本最高峰というだけでなく、コニーデ型火山独特の雄大な裾野や均整のとれた山容、豊かな自然等により、大正 13（1924）年、史蹟名勝天然紀念物保存法のもと、山梨県知事により名勝として仮指定されました。昭和 27（1952）年に、史蹟名勝天然紀念物保存法の仮指定が解除され、新たに文化財保護法のもと、名勝として指定されました。同年、名勝の中でも特に価値が高いものとして、特別名勝に指定されました。

平成8（1996）年、吉田口登山道は文化庁により、「歴史の道」として選定されました。基礎的なデータ収集のため、平成8（1996）年から平成 10（1998）年にかけ、馬返地点と一合目鈴原社地点の発掘調査を実施しました。平成 13（2001）年に、一合目鈴原社にて第2次調査を実施しました。発掘調査と並行し、平成 10（1998）年から、平成 13（2001）年にかけ、馬返と一合目鈴原社周辺の整備事業を実施しました。その後、平成 21（2009）年にかけ、吉田口登山道の各所に解説板や案内板、道標を設置しました。

平成 23（2011）年、富士山は信仰の山として歴史的・文化的に価値があるとし、八合目以上の山頂部と関連社寺、吉田口登山道が史跡に指定されました。平成 24（2012）年に、富士山本宮浅間大社（ふじさんほんぐうせんげんたいしゃ）の一部や人穴富士講遺跡、大宮（おおみや）・村山口（むらやまぐち）登山道、須走（すばしり）口登山道、須山（すやま）口登山道等が追加指定されました。

吉田口登山道では平成 24（2012）年、登山道の安全のため、半壊から全壊した建造物の解体撤去工事を実施しました。それに伴い、土地の使用権利の確認・保全と歴史的・文化的価値の保存のため、建造物調査を実施しました。

平成 25（2013）年、富士山は「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」として世界文化遺産に登録されました。吉田口登山道は、25 の構成要素の1つに数えられました。その他、吉田口登山道に関連する資産として、北口本宮冨士浅間神社とその建造物群、御師住宅（旧外川家住宅・小佐野家住宅）、吉田胎内樹型があります。

（2）指定の内容

①特別名勝富士山

指定告示：文化財保護委員会告示　第二十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、昭和二十七年十月七日付をもって、左記の通り指定した。

昭和二十八年四月四日　　文化財保護委員会委員長　高橋誠一郎

指定告示：文化財保護委員会告示　第二十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第二項の規定により、昭和二十七年十一月二十二日付をもって、名勝富士山（昭和二十八年文化財保護委員会告示第二十号）を特別名勝に指定した。

昭和二十八年四月四日　　文化財保護委員会委員長　高橋誠一郎

指定経過：明治時代の終わり頃から、国勢の発展に伴い、土地の開拓その他の人為的な原因によって名所旧跡等が破壊されている状況を遺憾として、明治44年3月に帝国議会貴族院において「史蹟及天然紀念物保存に関する件」の建議案が可決され、同年11月には史蹟名勝天然紀念物保存協会が設立されて活動を開始した。このような機運を背景として大正8年に史蹟名勝天然紀念物保存法が制定され、優れた景勝地が名勝として指定されることとなった。

大正13年に富士山とその山麓37,699ヘクタールが名勝の仮指定を受け、風景が持つ文化的な価値の観点から保護が図られることとなった。

また、昭和11年には国立公園法により、名勝に仮指定された地域とほぼ同一の地域が富士箱根国立公園（現在の名称は「富士箱根伊豆国立公園」）に指定された。

その後、昭和25年には文化財保護法が制定され、現状変更等の許可権限が都道府県知事から文化財保護委員会に移行するのに伴って、山梨県は文部省に対し、国立公園として指定されている以上、風致景観の維持・保全に関しては十分な管理がなされているとして、仮指定の解除を要請した。

これに対し、名勝と国立公園の価値基準は別のものであり、文化財としての指定も必要であるという文部省の判断に基づき、最終的には仮指定されていた区域を一部解除することにより、指定範囲を変更する形で昭和27年10月7日に名勝に、同年11月22日に特別名勝に指定された。

昭和41年10月6日に、指定地が500ha拡張されるとともに静岡県側の八合目以下における特別名勝の指定区域は国有林の林班表示による指定に変更された。

なお、富士山周辺に存在する貴重な植物種や地質鉱物についてもその価値が評価され、大正15年には「富士山原始林」が、昭和4年には「船津胎内樹型」や「鳴沢氷穴」などの熔岩樹型及び溶岩洞穴が天然記念物に指定された。

指定基準：富士山は、「風致景観が優秀で、名所的あるいは学術的価値の高い」自然的名勝であり、指定基準のうち「10　山岳、丘陵、高原、平原、河川」に該当するものとして指定されたものである。しかし、コニーデ型の火山であり、登山道や頂上からの展望が優れていることなどに鑑みれば、「9　火山」や「11　展望地点」の要素をも含むものと考えられる。

（特別名勝富士山保存管理計画書）

②史跡富士山

名　　称：富士山
種　　別：史跡
面　　積：4478328.75 ㎡
告 示 番 号：11
特 別 区 分：特別以外
指定年月日：2011.02.07（平成23.02.07）
指 定 基 準：三. 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
所　在　地：山梨県富士吉田市、南都留郡富士河口湖町・鳴沢村、静岡県富士宮市、裾野市、駿東郡小山町

詳細解説：富士山（標高 3776 メートル）は、山梨県と静岡県の境界に聳える我が国最高峰の火山で、古くからの信仰の山である。夏でも雪を頂き、時に火や煙を吐き出す神秘なさまは、その優美な姿とともに人々に崇められ、『万葉集』には日本の鎮めの神と歌われた。「不尽」「不二」「福慈」等とも表記され、「芙蓉峰」、「富岳（富嶽）」とも呼ばれた。

富士山は奈良時代から平安時代にかけて噴火の記録を残し、浅間大神として神階奉授を繰り返した。富士山本体を神とする浅間神が最初に祀られたのが、西南麓に位置する富士山本宮浅間大社（駿河国一宮）で、その旧地と伝承される山宮浅間神社は本殿を持たず、富士山遥拝の役割をもつ場所であったと考えられる。北麓においても、貞観6年(864)の噴火を契機に浅間神社が建立された（河口浅間神社や冨士御室浅間神社、一宮浅間神社等がその神社と想定されている）。久安5年(1149)に駿河国の末代上人が富士山頂に大日寺を建立し、如法経を埋経して以後、修験と結びついた宗教者による登拝が展開していった。仏教と習合し、浅間大菩薩とも称され、その本地は大日如来とされた。また、富士の人穴（溶岩洞穴のひとつ。『吾妻鏡』にみえる）は浅間大菩薩の御在所として、また、胎内洞穴はその誕生地として、登拝者の信仰の対象となった。慶応4（明治元）年(1868)の神仏分離令により村山浅間神社と大日堂に分離された興法寺は、末代の創建によるとされ、村山修験の中心であった。15 から 16 世紀には一般の道者の登拝も増加し、その様子は 16 世紀の製作とされる「絹本著色富士曼荼羅図」に描かれている。戦国期における一般道者による登拝の盛行は、冨士御室浅間神社に伝わる『勝山記』等からも窺うことができる。

近世、人穴で修行を行った長谷川角行（1541-1646)を経て、その教えを受け継いだ食行身禄(1671-1733)、村上光清(1682-1759)の時代に、富士講は隆盛期を迎え、登拝道や宿泊施設が整えられ、祈祷を行うとともに富士参詣の仲立ちを行う御師やその宿坊が発達していった。噴火口は内院と呼ばれ、散銭が行われ、火口壁のいくつかのピークは曼荼羅における仏の世界に擬せられ、「お鉢めぐり」と呼ばれる巡拝が行われた。山頂部の八合目以上については、安永8年(1779)、幕府の裁定により富士山本宮浅間大社の支配権が認められた。

登拝道として、『甲斐国志』にみえるように吉田口、須走口、村山口、大宮口の4つがあり（『駿河志料』は後二者を一つにし、別に須山口をあげる）、江戸時代には吉田口から登る者が多かった。吉田口と須走口は八合目以上で合流する。これら以外に須山口、船津口があった。須山口は宝永4年(1707)の噴火により廃されるが、安永9年(1780)に復興し、明治 16 年(1883)、御殿場口登山道が開設されて、須山口二合八勺と結びつけられた。御師集落である河口から船津を経て山頂に向かう船津口のルートは、山崩れにより江戸時代に廃絶されている。村山口、大宮口は主に富士川以西の東海から近畿の、吉田口は関東及び甲府以北・以西の道者を対象としていた。吉田口登拝道（登山道）の成立は冨士御室浅間神社所蔵の神像の銘文から伊豆走湯山との関係が窺える。特に中ノ茶屋から馬返を経て山頂に至るルートの遺存状況は良好である。

これら登拝道の起点を中心に神社が存在する。河口浅間神社は古代からの官道である御坂路に沿い、富士山一ノ鳥居が建てられていた御坂峠と禊ぎ場と伝えられる母ノ白滝がともに社有地となっている。冨士御室浅間神社は吉田口二合目に鎮座した本宮と河口湖畔に建立された里宮からなる。北口本宮冨士浅間神社は日本武尊が富士山を遥拝したとする伝承のある大塚丘や火祭の神輿の行在所である御鞍石を含め、吉田口の起点となっている。武田信玄等の庇護を受け、江戸中期以降、富士講の隆盛とともに、富士講との結びつきを強めた。富士講を広めた村上光清が享保年間に社殿の修復を行っている。須走口に冨士浅間神社、須山口に須山浅間神社があり、いずれも戦国期の史料にみえる。

神仏分離令により、山体から本地仏等の仏教色が排除される。そうした中、富士講の隆盛は引き続きみられたが、鉄道の発達は登拝道や御師集落の盛衰をもたらした。一方で、富士山は近代登山の対象ともなっていく。これらの社寺等の宗教施設と信仰関係遺跡、山頂に向かう登拝道は信仰の対象としての富士山を語るうえで欠かすことのできない要素である。

このように、富士山は、古代にあっては浅間神として崇められ、遥拝の対象から、修験者、やがて一般信者の登拝の対象となり、江戸時代には富士講が組織されて、富士登拝の著しい広がりをみせた。これらは古代から近代（現代）に至る山岳信仰のあり方を考える上で重要であることから、富士山八合目以上の山頂部を含む富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社、御鞍石・大塚丘を含む北口本官冨士浅間神社、御坂峠を含む河口浅間神社、冨士御室浅間神社（本官・里宮）、村山浅間神社、大日堂、須山浅間神社、冨士浅間神社等の社寺と登拝道のうち条件の整った吉田口登拝道を史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

（国指定文化財等データベース）

③世界文化遺産

名　　称：「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」
Fujisan, sacred place and source of artistic inspiration
所　在　地：山梨県・静岡県
面　　積：構成資産面積　20,702.1 ha
緩衝地帯面積：49,627.7 ha
構成資産の保護担保措置：文化財保護法　自然公園法　国有林野の管理経営に関する法律
決　　議：37 COM 8B. 29
世界遺産委員会は、
1. 文書 WHC-13/37. COM/8B、WHC-13/37. COM/INF. 8B1、及び WHC-13/37. COM/INF. 8B4を審査した結果、
2. 評価基準（iii）、（vi）の下に「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」を世界遺産一覧表に記載し、
3. 以下の顕著な普遍的価値の言明を採択する。

摘要

独立し、時に雪を頂く富士山は、集落や樹林に縁取られた海、湖沼から立ち上がり、芸術家や詩人に霊感を与えるとともに、何世紀にもわたり巡礼の対象となってきた。富士山は、東京の南西約 100kmに位置する標高 3,776mの独立成層火山である。南麓のふもとは駿河湾の海岸線に及ぶ。

富士山の荘厳な形姿と間欠する火山活動が呼び起こす畏怖の念は、神道と仏教、人間と自然、登山道・神社・御師住宅に様式化された山頂への登頂と下山による象徴化された死と再生を結びつける宗教的実践へと変容した。そして、ほぼ完全で頂上が雪に覆われた富士山の円錐形の形姿が、19 世紀初頭の画家に対して、霊感を与え、絵画を製作させ、それが文化の違いを超え、富士山を世界的に著名にし、さらには西洋芸術に重大な影響をもたらした。

古来、長い杖を持った巡礼者が山麓の浅間神社の境内から出発し、神道の神である浅間大神の居処とされた頂上の噴火口へと達した。頂上では、彼らは「お鉢巡り」（「鉢の周りを巡る」と書く。）と呼ぶ修行を行い、噴火口の壁に沿って巡り歩いた。巡礼者には2つの類型、山岳修験者に導かれた人々と、より多かったのが 17 世紀以降、繁栄と安定の時代であった江戸時代に盛んとなった富士講に所属した人々、があった。

18 世紀以降に巡礼がさらに大衆化したことから、巡礼者の支度を支援するための組織が設けられ、登山道が拓かれ、山小屋が準備され、神社や仏教施設が建てられた。噴火の後の溶岩流により形成された山麓の奇妙な自然の火山地形は神聖な場所として崇拝されるようになり、湖沼や湧水地は巡礼者により登山に先だって身を清める冷水潔斎の「水垢離」のために使われた。富士五湖を含む8つの湖を巡る修行である「八海廻り」は、多くの富士講信者の間における儀式となった。巡礼者は、3つの区域として彼らがとらえた場所、すなわち、山麓の草地の区域、その上の森林の区域、そしてさらに上方の頂上の焼け焦げた草木のない区域から成る3つの区域を通過して山に登った。

14 世紀以降、芸術家は多くの富士山の絵を製作した。17 世紀から 19 世紀にかけての時代には、富士山の形姿が絵画のみならず文学、庭園、その他の工芸品においても重要なモチーフとなった。特に「冨嶽三十六景」などの葛飾北斎の木版画は 19 世紀の西洋芸術に重大な影響を与え、富士山の形姿を「東洋」の日本の象徴として広く知らしめた。

連続性を持つ資産（シリアルプロパティ）は、山頂部の区域、それより下の斜面やふもとに広がる神社、御師住宅、湧水地や滝、溶岩樹型、海浜の松原から成る崇拝対象の一群の関連自然事象により構成される。それらはともに富士山に対する宗教的崇拝の類い希なる証拠を形成しており、画家により描かれたその美しさが西洋芸術の発展にもたらした重大な影響の在り方を表す上で、その荘厳な形姿を十分に網羅している。

評価基準(iii)

独立成層火山としての荘厳な富士山の形姿は、間欠的に繰り返す火山活動により形成されたものであり、古代から今日に至るまで山岳信仰の伝統に息吹を与えてきた。山頂への登拝と山麓の霊地への巡礼を通じて、巡礼者はそこを居処とする神仏の神聖な力が我が身に吹き込まれることを願った。これらの宗教的関連性は、その完全な形姿としての展望を描いた無数の芸術作品を生み出すきっかけとなった富士山への深い憧憬、その恵みへの感謝、自然環境との共生を重視する伝統と結び付いた。一群の構成資産は、富士山とそのほとんど完全な形姿への崇敬を基軸とする生きた文化的伝統の類い希なる証拠である。

評価基準(vi)

湖や海から立ち上がる独立成層火山としての富士山のイメージは、古来、詩・散文その他の芸術作品にとって、創造的感性の源泉であり続けた。とりわけ 19 世紀初頭の葛飾北斎や歌川広重による浮世絵に描かれた富士山の絵は、西洋の芸術の発展に顕著な衝撃をもたらし、今なお高く評価されている富士山の荘厳な形姿を世界中に知らしめた。

（世界文化遺産富士山包括的保存管理計画）

表 3-1　世界文化遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」の構成資産

No.	名称	No.	名称
1	富士山域	9	御師住宅（旧外川家住宅）
1-1	山頂の信仰遺跡群	10	御師住宅（小佐野家住宅）
1-2	大宮・村山口登山道（現富士宮口登山道）	11	山中湖
1-3	須山口登山道（現御殿場口登山道）	12	河口湖
1-4	須走口登山道	13	出口池（忍野八海）
1-5	吉田口登山道	14	お釜池（忍野八海）
1-6	北口本宮冨士浅間神社	15	底抜池（忍野八海）
1-7	西湖	16	銚子池（忍野八海）
1-8	精進湖	17	涌池（忍野八海）
1-9	本栖湖	18	濁池（忍野八海）
2	富士山本宮浅間大社	19	鏡池（忍野八海）
3	山宮浅間神社	20	菖蒲池（忍野八海）
4	村山浅間神社	21	船津体内樹型
5	須山浅間神社	22	吉田胎内樹型
6	冨士浅間神社（須走浅間神社）	23	人穴富士講遺跡
7	河口浅間神社	24	白糸ノ滝
8	冨士御室浅間神社	25	三保松原

※ □ 吉田口登山道に関わるもの

（3）指定範囲

①特別名勝富士山（図 3-1）

一、吉田口登山道両側 100 メートル
一、船津口登山道両側 100 メートル
一、富士吉田-中野村山中間梨ヶ原県道両側 100 メートル
一、富士山御中道 500 メートル下方より頂上まで

A 地区
○御中道（五合目）下 500mから頂上までのうち、富士山有料道路五合目終点施設集団区域を除く地区
○吉田口登山道※のうち、一合目（鈴原社）から御中道（五合目）下 500mに至るまで
○船津口登山道※のうち、船津口登山道と精進口登山道の合流点から御中道（五合目）下 500mまで
※吉田口登山道及び船津口登山道については、各登山道の道路路肩から両側 100mの区域を含む。

B 地区
○吉田口登山道のうち、国有林諏訪の森地内
○梨ヶ原地域のうち、滝沢堀から、北側は梨ヶ原中道まで、南側は山中湖村東富士五湖道路山中湖インターチェンジまでの国道 138 号の道路中心線から 30mの区域
○御中道（五合目）下 500mから頂上までのうち、富士山有料道路五合目終点施設集団区域

C 地区
○吉田口登山道のうち、登山道の起点から一合目（鈴原社の下）まで（国有林諏訪の森を除く）

○船津口登山道のうち、県営富士山有料道路と交差する部分の沿線下 100mから精進口登山道沿いの天然記念物富士山原始林境まで

D 地区

○船津口登山道のうち、登山道東側部分は富士河口湖町字恵語から、西側は、同字上六本松から、県営富士山有料道路下 100mまで

○梨ヶ原地域のうち、国道 138 号北側部分は、富士吉田市滝沢堀から山中湖村字見通道下まで、同南側部分は、滝沢堀から山中湖村字北畠地内までの各区域（国道 138 号の道路路肩から両側 100mの区域を含む。）。ただし、B 地区と重複する部分を除く。

E 地区

○船津口登山道のうち、船津口登山道は指定起点から東側は富士河口湖町字狐塚まで、西側は同字下六本松まで

○梨ヶ原地域のうち、富士吉田市内部分は、国道 138 号南北側とも指定地域の起点から滝沢掘まで
山中湖村内部分は国道 138 号及び村道山中 34 号の北側が字見通道下地内、同南側は字北畠地内の各地域（国道 138 号及び村道山中 34 号の道路路肩から両側 100mの区域を含む。）

（特別名勝富士山保存管理計画書）

②史跡富士山（図 3-2）

面積　4,478,328.75 ㎡

③世界文化遺産（図 3-3）

構成資産面積　20,702.1 ha

緩衝地帯面積　49,627.7 ha

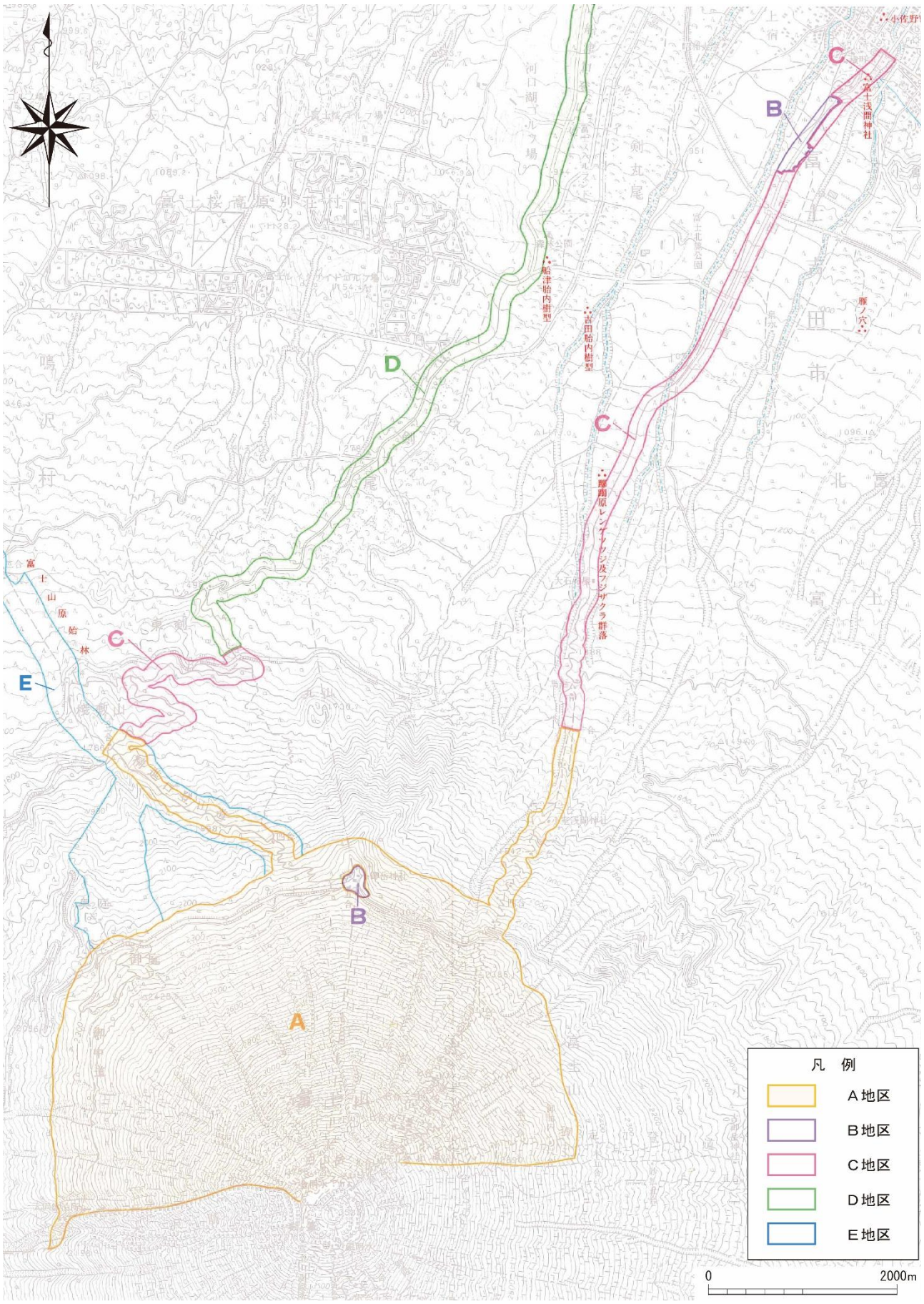

図 3-1　特別名勝富士山指定範囲図（資料：特別名勝富士山保存管理計画）

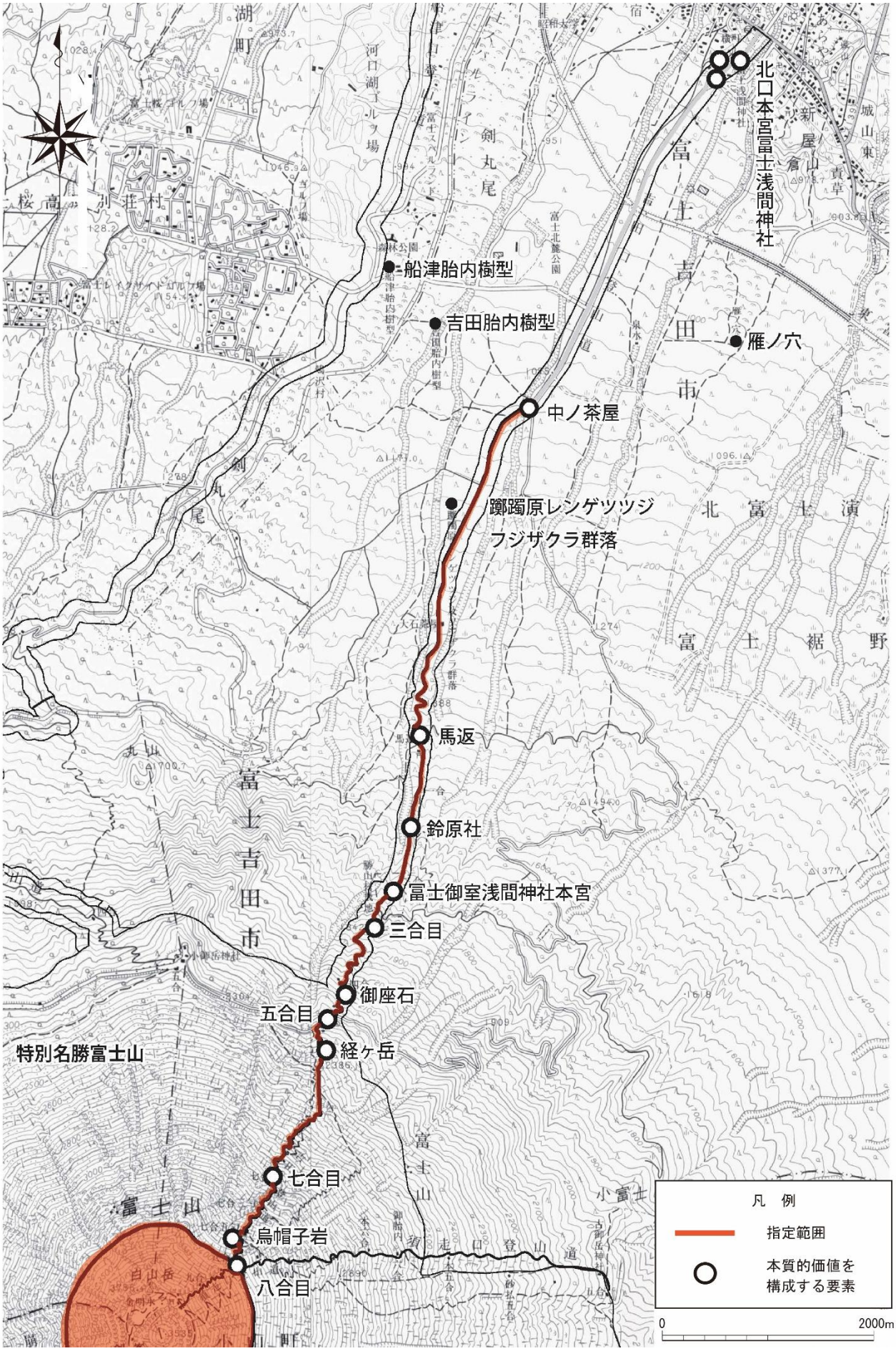

図 3-2　史跡富士山指定範囲図（山梨県側）（資料：史跡富士山保存管理計画［山梨県版］）

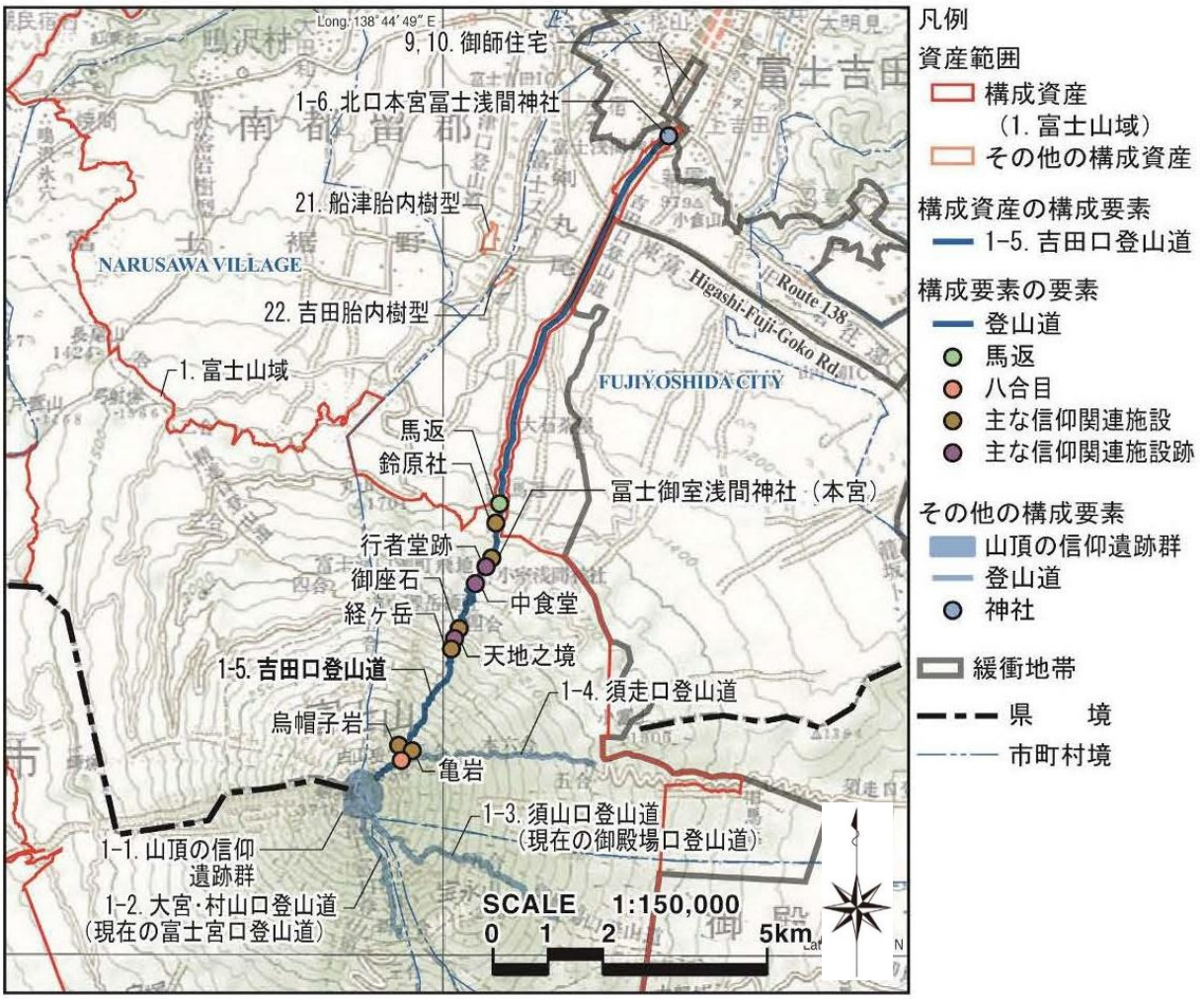

図 3-3　世界文化遺産構成資産 「1-5　吉田口登山道」
（資料：世界文化遺産富士山包括的保存管理計画）

（4）土地所有の状況

吉田口登山道は県有地であり、登山道両側の山林は山梨県が所有しています。対して、富士吉田市外二ヵ村恩賜県有財産保護組合は山林の使用権を所持しています。二合目冨士御室浅間神社付近は富士河口湖町の飛地です。

2. 吉田口登山道の概要

吉田口登山道は、富士山の4つの登山道のうち唯一、世界文化遺産の構成要素としての範囲を分断することなく、麓の北口本宮冨士浅間神社から山頂まで続いています。以下では吉田口登山道のうち、本計画の対象範囲にある神社や山小屋等の概要、発掘調査の概要を示します。

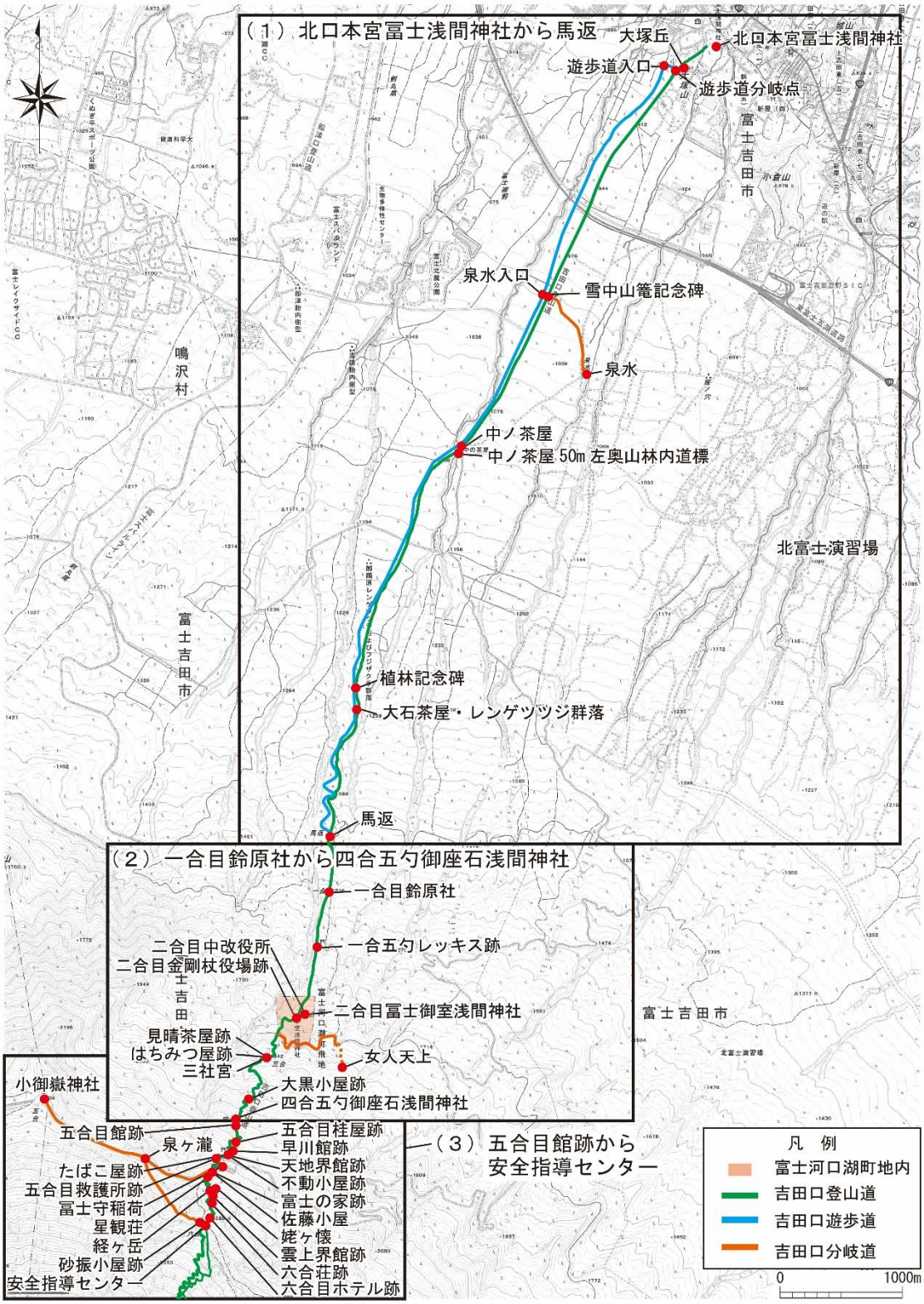

図 3-4　吉田口登山道の概要図（資料：国土地理院地図）

（1）北口本宮冨士浅間神社から馬返

①北口本宮冨士浅間神社

図 3-5　北口本宮冨士浅間神社の大鳥居

北口本宮冨士浅間神社がある諏訪森には、浅間神社が勧進される以前から諏訪神社がありました。明応3（1494）年の記録には「吉田取訪大明神」と記され、諏訪森は諏訪神社を中心とした神域でした。富士山大鳥居は文明 12（1480）年に建てられ、富士山の神域を示す鳥居とされました。永禄2（1559）年の記録に「諏訪　御浅間大菩薩」とあり、この頃には諏訪森に浅間神社が存在していたと考えられます。北口本宮冨士浅間神社は、富士信仰の隆盛とともに徐々にその境内地を拡大していきました。北口本宮冨士浅間神社の境内には3つの本殿があります。現在の本殿は、元和元（1615）年に造立され、享保 19～元文4（1734～1739）年に村上光清により修復されました。東宮本殿は永禄4（1561）年に武田信玄が建立したとされ、浅間神社初の本殿でした。西宮本殿は文禄3（1594）年に浅野氏重（あさのうじしげ）により建立されました。

境内にある登山門は吉田口登山道の起点とされています。また、北口本宮冨士浅間神社の例大祭は5月5日開催の初申祭（はつざるさい）と、8月 26、27 日開催の「吉田の火祭」です。

②大塚丘

大塚丘は、古来より富士山を遥拝する信仰上重要な場所でした。北口本宮冨士浅間神社の社記によると、東征の折、日本武尊が足柄の坂本（相模国）から酒折宮（甲斐国）へ向かう道中、大塚丘に立ち寄り、富士を遥拝したとされています。その後、丘に社殿が建てられ、浅間大神と日本武尊が祀られました。これが北口本宮冨士浅間神社の起こりといわれています。現在も丘上には日本武尊が祀られています。

③吉田口遊歩道

遊歩道は大塚丘付近と馬返を結んでいます。遊歩道は昭和4（1929）年から昭和 39（1964）年にかけ富士山登山バスが運行していた道路でした。富士スバルラインが開通すると、登山バスの利用者は減少し、廃業となりました。廃業後、富士山バスが通行していた道路の一部区間は通行不能でしたが、麓から登山する気運の高まりもあり、本市は平成 15（2003）年、平成 17（2005）年に林野庁や山梨県、民間地権者等の承諾、及び富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合等の関係機関と協議を行い、遊歩道を整備しました。

④雪中山篭（せっちゅうやまごもり）記念碑

泉水（せんずい）入口には、富士講行者が設置した石碑があります。石碑は、大正7（1918）年1月、富士吉田を出発し、約1か月かけ雪山登山の行を行ったことを記念しています。

⑤泉水

泉水は登山門からおよそ3km登った位置にある湧水です。泉水には、源頼朝が富士へ巻狩に訪れた際、浅間神社に祈願し鞭（むち）で岩を打つと泉が湧いたという伝説があります。

江戸時代後期には富士八海の1つと数えられ、富士講の八海巡りの行場となり、行者は泉水で水垢離（みずごり）を行い

ました。大正時代に泉は閉ざされ、現在は社と鳥居が建てられています。湧水は現在も本市の上水道の水源として利用されています。

⑥中ノ茶屋

中ノ茶屋は宝永3（1706）年に創建された歴史ある茶屋であり、宝暦4(1754)年の文書には「中茶屋」と記されています。中ノ茶屋は起点から馬返までのほぼ中間地点に位置しており、遊興小屋とも呼ばれ、信仰上俗世間との境界として認識されていました。中ノ茶屋は山頂や船津胎内樹型、吉田胎内樹型へ向かう道の拠点であり、多くの人で賑わいました。茶屋の周囲には富士講が建てた登山記念碑が多数あります。

図 3-6　俗世間との境界を示す仙瑞堀

中ノ茶屋から登山道を 50m程進むと、西側山林内に石造の道標があります。道標の詳細な製作年代は不明ですが、明治時代以前の古い登山道を示す道標とみられます。中ノ茶屋付近には、天然記念物であるフジザクラ群落があり、毎年4月下旬から5月上旬にかけて花を咲かせます。

⑦大石茶屋跡

大石茶屋は大正3（1914）年に開業した小屋です。茶屋の周辺に大きな石があったことから、大石茶屋と呼ばれるようになったといわれています。茶屋の開業に際し、付近の藪を切り開くとレンゲツツジが出現したことから、大石茶屋は一躍観光名所になり、昭和3（1928）年にレンゲツツジは国の天然記念物に指定されました。大石茶屋跡周辺には石碑群や、明治時代の植林を記念する石碑が残されています。

⑧馬返

馬返とは「登山路で道が険しくなり、乗ってきた馬を返して徒歩に変わる地点」を指します。江戸時代には4軒の山小屋が存在しました。北口本宮冨士浅間神社から馬返までは、かつて草原地帯であったことから、「草山」と呼ばれていました。馬返は「草山」と森林地帯の「木山」の境界でもありました。また中ノ茶屋から馬返までの区間は浅間神社の祭礼である流鏑馬が行われていたことから、「騮ヶ馬場（りゅうがばば）」と呼ばれていました。

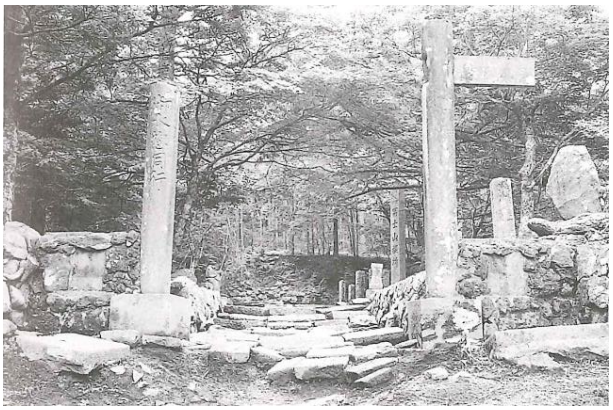

図 3-7　石造鳥居
（富士山吉田口登山道関連遺跡Ⅱ）

図 3-8　倒壊した禊所
（富士山吉田口登山道関連遺跡Ⅱ）

馬返では、平成8(1996)年から平成 10(1998)年にかけ、発掘調査が実施されました(図3-9)。調査以前は鳥居や石畳、石垣、登山道が認識できないほど荒廃し(図3-7)、禊所は倒壊していました(図3-8)。調査により、鳥居に向かって直登する古い登山道の存在や、山小屋が存在したとみられる平坦地を確認できました。小屋跡からは江戸時代後半から明治時代の陶磁器や銭貨が見つかりました。また、禊所跡の調査により、大正年間に建てられた禊所が旧登山道を塞ぐ形で立地していたことがわかり(図3-10)、この頃には旧登山道が利用されていなかったことが判明しました。

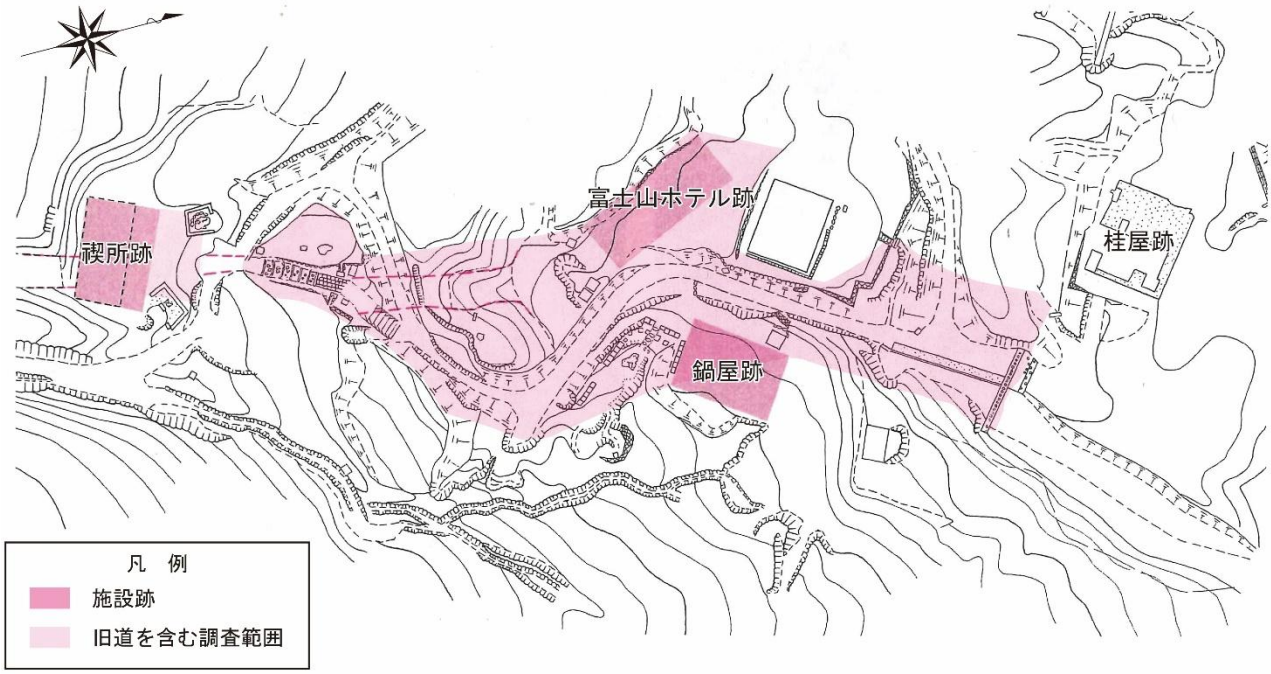

図 3-9　馬返地点調査範囲図(資料:富士山吉田口登山道関連遺跡Ⅱ)

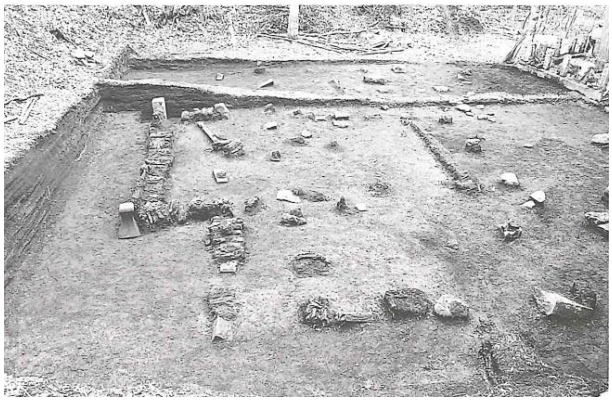

図 3-10　禊所の礎石
(富士山吉田口登山道関連遺跡Ⅱ)

図 3-11　馬返　大文司屋

発掘調査後、調査の成果や記録から、かつての景観に復元整備しました。破損していた鳥居を復元し、散乱していた石造物を本来の位置に戻しました。鳥居の前には、破損していた一対の猿像を推定復元しました。

現在馬返では大文司屋(だいもんじや)という山小屋が営業しています。江戸時代に4軒あった小屋の1つであり、5代にわたって営業が続けられましたが、富士スバルライン開通後廃業となりました。昭和 52(1977)年、大文司屋の建物は明治大学山岳部に無償提供され、明大山荘(めいだいさんそう)として活用されました。平成に入ると、麓から歩く登山者が徐々に増え、それに伴い大文司屋は本市に無償提供され、休憩所となりました。令和2(2020)年に、山小屋所有者が再び営業を開始し、現在に至ります(図3-11)。

図 3-12　北口本宮冨士浅間神社から馬返（資料：国土地理院地図）

（2）一合目鈴原社から四合五勺御座石浅間神社まで

①一合目鈴原社

一合目鈴原社は大日如来が祀られていたことから、大日社とも呼ばれました。大日如来は密教の最高仏であり、浅間大神（あさまのおおかみ）の本地仏とされていました。『甲斐国志』によれば、大日社（だいにちしゃ）は登山道最初の社で、参詣者（さんけいしゃ）に富士山の仏を知らしめるために安置したとされています。現在の建物は 1840 年代に建てられました。

一合目鈴原社地点では、平成8（1996）年から平成 10（1998）年、平成 13（2001）年に発掘調査が行われました（図3-13・14）。調査により、古い登山道の痕跡が確認され（図3-15）、鈴原社の手前の急傾斜地には木製階段の痕跡が確認されました。また旧道の両側に約3mに渡る石列が検出されました。鈴原社全面に広がる平坦地には、13 基の石碑が設置されていました。そのうち9基の石碑は旧登山道を塞ぐ形で設置され、残りの4基は現登山道を挟んで東側に設置されていました。調査で検出したかつての台石をもとに、現在は石碑を本来の位置に移設しています。鈴原社に付属する山小屋跡地の調査も実施され、跡地からは陶磁器や銭貨が多く出土したほか、一石経が発見されました。一石経は江戸時代後半に流行したもので、大願成就や五穀豊穣（ごこくほうじょう）を願って行われました（図3-16）。

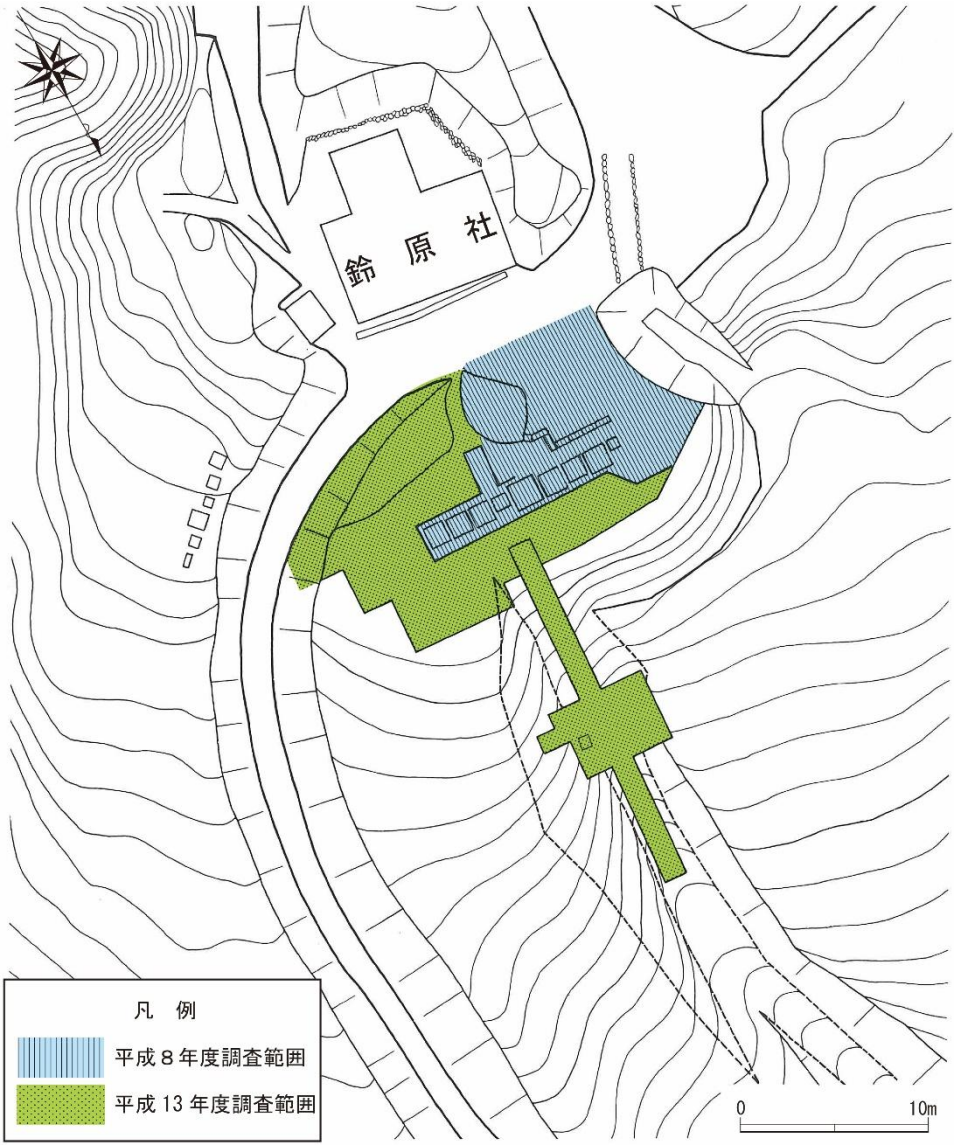

図 3-13　一合目鈴原社発掘調査範囲図（資料：富士山吉田口登山道関連遺跡Ⅱ）

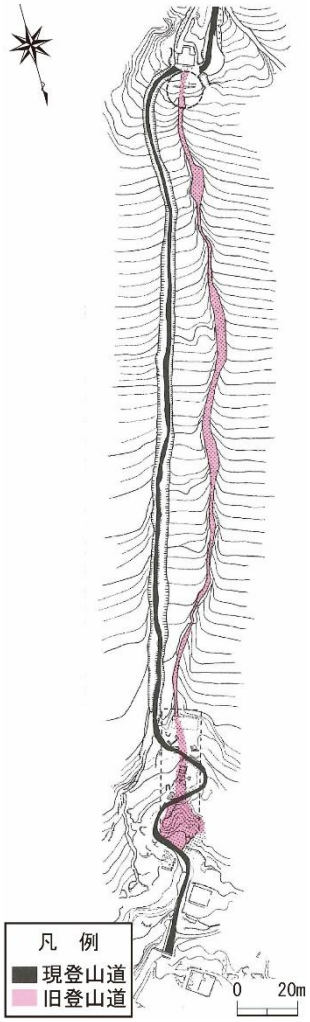

図 3-14　旧登山道確認調査範囲図（馬返～一合目）（資料：富士山吉田口登山道関連遺跡Ⅱ）

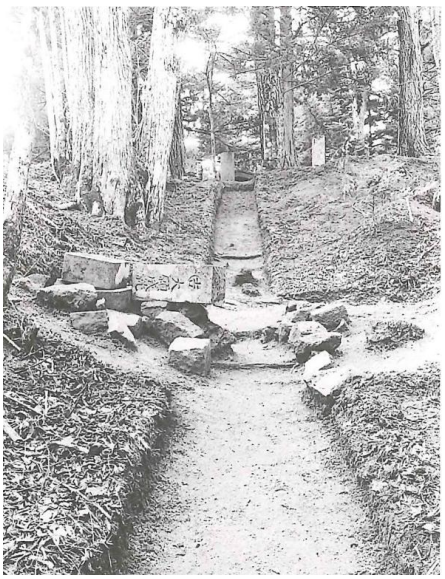

図 3-15　直登する旧登山道
（富士山吉田口登山道関連遺跡Ⅱ）

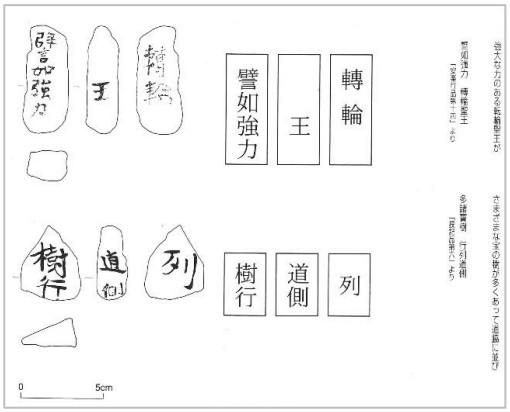

図 3-16　一石経
（富士山吉田口登山道関連遺跡Ⅱ）

②一合五勺レッキス跡

一合五勺にはかつてレッキス小屋がありました。レッキス小屋は大正 15（1926）年頃に建てられた小屋であり、小屋の名はレッキスというカルピスに似た飲料水を販売していたことに由来します。平成 24（2012）年に小屋の建材撤去と建造物調査を実施しました。建材とドラム缶に「太郎坊」の文字が見えたことから、もともとは太郎坊を祀っていた小御岳神社周辺の小屋が移築された可能性があります。

③二合目冨士御室浅間神社・二合目金剛杖役場跡

二合目には、冨士御室浅間神社が祀られています。この神社は、富士河口湖町の勝山地区に位置する冨士御室浅間神社の山宮に当たります。二合目冨士御室浅間神社は富士山中にはじめて勧請された社と伝えられています。本殿は昭和 47（1972）年に永久保存のため里宮に移築されました。現在、本殿の跡地には小祠があり、拝殿は残されましたが倒壊しています。

図 3-17　御釜

二合目には鳥居跡や定禅院跡、役行者堂跡、中改役所跡、御釜があります。定禅院は上吉田にある西念寺塔頭の1つとされ、薬師仏が定禅院の本尊だったと伝えられています。役行者堂には役行者が本尊として祀られ、古くはここに女人禁制の高札が建てられていました。二合目中改役所は別名女人改所と呼ばれました。役行者堂が女人を改める役割を担っていましたが、さらに取締りを強化するため、天保 11（1840）年に新たに改役所が設置されました。明治5（1872）年に女人禁制が廃止されると改役所はその役目を終えました。御釜は、役行者堂の奥にある玄武溶岩床に空いた穴を指し、穴の大きさは人が一人入れる程度です。御釜には、はるか遠くまで続いているという伝説があります。

二合目金剛杖役場は役銭場であり、吉田口登山道に設置された4か所の役銭場の1つです。ここでは 14 文が徴収され、そのうち8文は杖代でした。

④女人天上

明治以前、女性は山頂まで登山すること禁じられていました。そのため、二合目冨士御室浅間神社は女人結界として女性登山者を改める役割を担っていました。冨士御室浅間神社は林の中に位置していることから、山頂や御来光を拝することができなかったため、女性たちは内密に女人天上という場所に向かい、山頂と御来光を拝したとされています。女人天上は冨士御室浅間神社から登山道を外れ、東南方向に約1km 登った場所にあります。冬期には、男性であってもこの場所で拝礼を行ったといわれています。

⑤三合目三軒茶屋（見晴茶屋跡、はちみつ屋）

三合目はかつて「中食堂」、「三軒茶屋」と呼ばれました。中食堂の名称は、早朝に上吉田を出立するとちょうど三合目で昼食をとったことに由来しています。三軒茶屋とも呼ばれていましたが、江戸時代の中頃以降、茶屋は2軒となりました。現在は、見晴茶屋跡と倒壊したはちみつ屋が確認できます。

見晴茶屋については、平成 24（2012）年に、建材撤去と建造物調査を実施しました。また、この場所に小祠が2棟存在し、1棟は弁財天が祀られました。もう1棟には道了、秋葉、飯綱が祀られたことから、三社宮とも呼ばれました。三社宮は現存しています。

また、山麓側にはかつて眺望を確保するために樹木の伐採を行ったと思われる伐採跡が見られます。当該地の樹木は、登山道と水平面で伐採された後、萌芽した幹が放射状に立ち上がっています（図3-19）。伐採時期や伐採範囲等の詳細は不明なため、今後の調査と適切な保全が望まれます。なお、樹種は極相林を形成するコメツガとシラビソです。

図 3-18　三合目からの眺望

図 3-19　三合目付近の樹木の伐採跡

⑥大黒小屋跡

四合目には、茶屋が1軒あり、大黒天像を祀っていたことから、大黒小屋と呼ばれました。現在、建物はなく、本尊は里に降ろされています。元々、上吉田の御師である大国屋所有の小屋であったとされています。『甲斐国志』編纂時には三合五勺と記されており、時代によって合目の設定が変化していることがうかがえます。平成 24（2012）年に、倒壊した建物の建材撤去と建造物調査を実施しました。

図 3-20　小祠跡

⑦四合五勺御座石浅間神社

四合五勺には御座石と呼ばれる大きな岩があります。御座石とは神が依(よ)りつく岩という意味であり、この岩の上にはかつて御座石浅間の小祠(しょうし)と日本武尊の小祠がありました。富士講の開祖である長谷川角行が修行を行った場所とも伝えられています。現在は岩の上に富士講の石碑が並び、岩に彫り込まれた文字を確認できます。

永禄7(1564)年の小山田信有(おやまだのぶあり)文書によると、戦国時代には女性は御座石まで登山することができました。江戸時代には二合目冨士御室浅間神社が女人結界の場所とされましたが、富士山の御縁年である庚申年には、女性は御座石まで登山することが許されました。

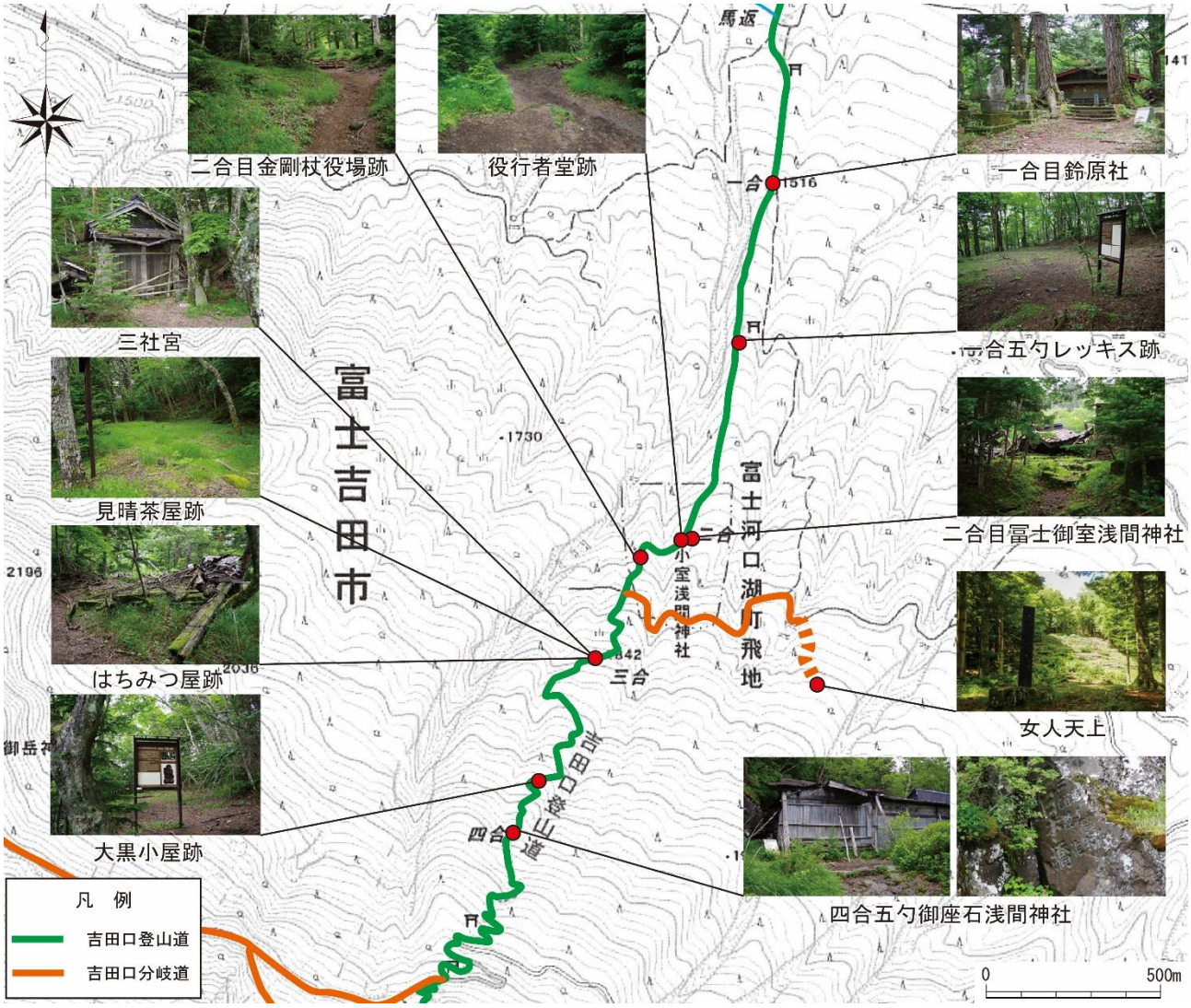

図 3-21　一合目鈴原社から四合五勺御座石浅間神社(資料:国土地理院地図)

(3)五合目館跡から安全指導センター

①五合目館(ごごうめかん)跡

五合目館には建物は2棟あったとされ、小屋は本八合目富士山ホテルの所有者が運営していました。かつて五合目館周辺は樹木が繁茂しておらず、八合目を目視できたと伝えられています。現在、建物や建材はなく、石積みと跡地のみが確認できます。

②五合目桂屋跡

五合目桂屋は、明治大正以降に建てられた小屋であり、富士スバルライン開通後に閉店しました。現在、建物や建材はありません。五合目桂屋は、登山家である槇有恒（まきゆうこう）の冬山訓練の拠点でした。

③早川館跡

早川館は、江戸時代から続く山小屋でした。早川館周辺はかつて中宮（ちゅうぐう）と呼ばれており、中宮に位置する山小屋は役銭場として登山切手を改めました。早川館周辺には 18 軒の山小屋が連なっていましたが、早川館を含めた4軒の山小屋以外は、江戸時代中期にすべて五合目以上に移転しました。平成 24(2012)年に建材撤去と建造物調査を実施し、現在は跡地のみが確認できます。

図 3-22　早川館跡の石積み

④天地界館跡（てんちのさかいかん）

天地界館は中宮に位置する山小屋の1つでした。現在は跡地のみ確認できます。中宮は、木山と焼山の境に位置することから、天地の境とも呼ばれました。かつては天地の境以上は聖域とされ、山小屋を建てることが禁止されていました。

⑤たばこ屋跡

たばこ屋は江戸時代から続く山小屋で、中宮に位置する山小屋の1つでした。たばこ屋には小祠が現存しており、富士守稲荷（ふじもりいなり）が分祀されています。祠の扁額（へんがく）は文久3(1863)年に奉納されたものです。かつては小屋からの見晴らしもよく、御来光を拝することができました。平成 24(2012)年に建材撤去と建造物調査を実施し、現在は稲荷社のみを残し、跡地が確認できます。

⑥不動小屋跡

不動小屋は江戸時代から続く山小屋で、早川館等と同じく中宮に位置します。不動小屋という小屋名は祠に不動明王が祀られていたことに由来します。和光（わこう）氏が経営していたことから和光小屋とも呼ばれました。平成 24(2012)年に建材撤去と建造物調査を実施しましたが、小祠は今も参拝することができます。

図 3-23　富士山雲切不動神社

⑦五合目救護所跡

五合目救護所は大正9(1920)年に建てられました。現在は跡地のみ確認できます。

⑧富士守稲荷

かつてこの場所には、稲荷社、浅間社、大日社があったとされ、中宮三社と呼ばれていたことから、この場所は「中宮」と呼ばれていました。中宮は木山と焼山の境にあたり、富士山の中腹（五合目）に位置しています。

中宮三社への信仰は古く、『諸州古文書』甲州一によれば、永禄4（1561）年、永禄8（1565）年に武田信玄が吉田、黒駒の両関所の関銭の一部を中宮社に寄進したとされます。現存する富士守稲荷は滝沢林道の整備に伴い移設されており、浅間社、大日社が存在したとされる場所は不明です。

⑨小御岳神社

小御岳神社は富士山の北面中腹にある小御岳山の頂上に位置しています。小御岳神社は『甲斐国志』によると、享保年間までは太郎坊正真と称する小祠であり、その後相模の大山石尊（おおやませきそん）を勧請しました。社殿は明治時代はじめに焼失し、明治8（1875）年に再建されました。祭神は磐長姫命（いわながひめのみこと）で、社殿の建つ地は天狗の支配する地とされています。

⑩泉ヶ瀧（いずみがたき）

泉ヶ瀧は山中における数少ない泉であり、登山者が小御岳神社へ参詣するにあたり水垢離を行った場所です。泉ヶ瀧にある石碑は文政9（1826）年に建立されたものであり、現在も残されています。

⑪富士の家跡

富士の家は、雑貨屋とも呼ばれ、旧登山道は富士の家の前を通っていました。現在は跡地のみ確認できます。

⑫佐藤小屋

佐藤小屋は、大正2（1913）年創業の山小屋であり、五合目に位置します。現在、吉田口登山道において、唯一通年営業している小屋です。冬山・雪山トレーニングの救助基地としての役割も担っています。また富士登山競走の五合目コースのゴールは佐藤小屋付近にあるため、富士登山競走の練習で立寄る人が多くいます。

⑬星観荘（せいかんそう）

星観荘は、五合目に位置する山小屋です。平成 15（2003）年にリフォームされ、自家発電設備と水洗トイレを備えています。

図 3-24　水洗トイレ

⑭経ヶ岳

経ヶ岳には山小屋と常唱殿（じょうしょうでん）があり、その間に日蓮上人の立像が設置されています。経ヶ岳の名は、文永6（1269）年に日蓮上人が富士登山を行い、この地に法華経を埋納したことに由来します。実際に経ヶ岳からは経筒と 10 巻の経巻が出土したと伝えられています。山小屋の南には岩があり、納経記念碑が設置されています。

経ヶ岳付近には姥ヶ懐（うばがふところ）と呼ばれるほら穴があり、日蓮上人がここで風雨を凌ぎ、百日間の修行を行ったと伝えられています。現在は、ほら穴の入口に覆屋（おおいや）が建てられ、内部に祖師像が祀られています。

図 3-25　経ヶ岳の日蓮上人立像

図 3-26　経ヶ岳の山小屋

⑮雲上界館（うんじょうかいかん）跡、六合荘跡、六合目ホテル跡

経ヶ岳から六合目安全指導センターまでの間は、3軒の山小屋跡があり、いずれも開設年代は不明です。雲上界館跡と六合荘跡には、倒壊した建造物の建材が残されています。六合目ホテル跡には、石碑が1基建てられています。

図 3-27　六合目ホテル跡の石碑

⑯砂振（すなふるい）小屋跡

かつては登山道西側に吉田大沢を下り降りる「砂走（すなばしり）」と呼ばれる下山道がありました。砂走を下ってきた登山者が砂を振るい落とした場所であったため、砂振小屋と呼ばれました。砂振小屋は安全指導センターの西隣に位置しており、「雲海荘」として営業していましたが、現在は更地になっています。

⑰安全指導センター

安全指導センターは六合目に位置し、7月から9月に開設されます。昭和 55（1980）年8月に吉田大沢砂走で死者 12 人の大規模な落石事故があり、登山者指導のため山梨県が昭和 56（1981）年の夏に設置しました。平成7（1995）年に現在の建物に建て替えられました。

運営は、山梨県や本市、富士吉田警察署、観光業者等で組織する安全指導センター運営協議会が行っています。開設期間中は協議会から委託された警備員らが 24 時間体制で、登山者への安全登山指導、救急対応、気象情報の提供、仮設トイレの管理、登山者数調査を実施しています。

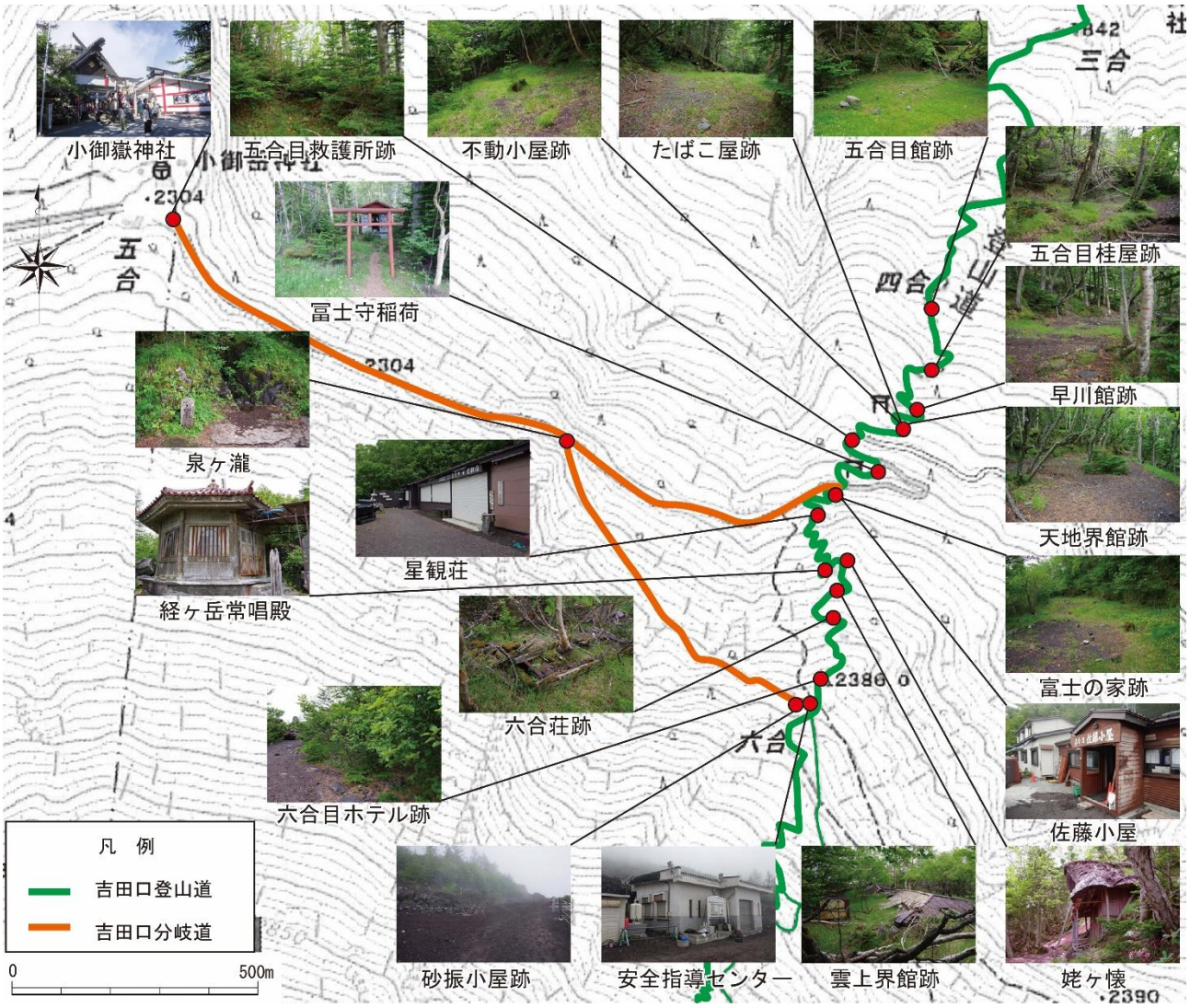

図 3-28　五合目館跡から安全指導センター（資料：国土地理院地図）

（4）構成要素の特定

吉田口登山道の「本質的価値を構成する要素」は、山小屋、神社、信仰施設、石造物、天然記念物、遊歩道、小御岳道等があります。吉田口登山道及び周囲には、「本質的価値を構成する要素以外の要素」として、安全指導センターや案内板、道標、解説板をはじめとした登山道の管理施設があります。

その他、登山道の整備と活用に関わる要素として、御師町や、ふじさんミュージアムをはじめとするガイダンス施設、金鳥居や御師住宅といった市街地の文化財や施設があります。富士スバルラインや滝沢林道をはじめとする富士山中の道路も整備と活用に関わる要素です。

表 3-2　本質的価値を構成する要素

分類		内容	構成要素
吉田口登山道を構成する要素	本質的価値を構成する要素	山小屋	中ノ茶屋、大石茶屋跡、馬返（桂屋跡、大文司屋、富士山ホテル跡、鍋屋跡）、一合五勺レッキス跡、はちみつ屋跡、見晴茶屋跡、大黒小屋跡、四合五勺御座石浅間神社、五合目館跡、五合目桂屋跡、早川館跡、天地界館跡、たばこ屋跡、不動小屋跡、五合目救護所跡、富士の家跡、佐藤小屋、星観荘、経ヶ岳、雲上界館跡、六合荘跡、六合目ホテル跡、砂振小屋跡
		神社	北口本宮冨士浅間神社、一合目鈴原社、二合目冨士御室浅間神社、三社宮、四合五勺御座石浅間神社、たばこ屋跡の稲荷社、富士山五合目雲切不動神社、冨士守稲荷、小御岳神社
		信仰施設	大塚丘、泉水、御釜、女人天上、御座石、泉ヶ瀧、姥ヶ懐
		石造物	雪中山篭記念碑、中ノ茶屋山林内道標、植林記念碑、大石茶屋跡石碑群、中ノ茶屋石碑群、馬返石碑群、鈴原社石碑群、経ヶ岳石碑群
		天然記念物	躑躅原レンゲツツジおよびフジザクラ群落
		ルート	遊歩道、小御岳道、御中道
	本質的価値を構成する要素以外の要素	案内板、道標、解説板、建築物、工作物	案内板、道標、解説板、安全指導センター、仮設トイレ
吉田口登山道の周辺地域を構成する要素	自然環境	地質・地形、植生	【地質・地形】玄武岩溶岩流、スコリア、ローム、火山弾、溶岩・火山砕屑物の互層、柱状節理、溶岩樹型、小御岳火山、溶岩滑床、滝、湧水、雪代堀
			【植生】1,600m付近まで：アカマツ、カラマツの植林等 2,500m付近まで：シラビソ、コメツガ、カラマツ、ダケカンバ等
	歴史的環境	御師町、旧道、神社、湖	御師町、西念寺、御師住宅（旧外川家住宅、小佐野家住宅等）、金鳥居、鎌倉往還、冨士御室浅間神社（里宮）、富士八海巡り
	便益施設	ガイダンス施設、公園、駐車場	ふじさんミュージアム、御師町お休み処インフォメーションセンター、諏訪森自然公園、北口本宮冨士浅間神社駐車場、中ノ茶屋、馬返、富士スバルライン五合目駐車場
	道路	林道、有料道路	東富士五湖道路、富士スバルライン、滝沢林道、細尾野林道、林道富士線
	公共交通機関	鉄道駅、バス	富士急行線（大月線、河口湖線）、富士山駅、河口湖駅、馬返バス（富士急山梨ハイヤー）、中ノ茶屋、馬返